

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金のご案内

◆ 概 要

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するため、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる施設において、必要な備品を設置した事業者を対象に支援金を支給します。

◆ 対象・支給内容

対象施設	府内の飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている店舗（持ち帰り専門店、デリバリー専門店等を除く） ※ 休業や営業時間短縮等の要請を受けていない施設も対象となります
対 象 となる 備 品	令和 2 年 4 月 7 日から申請日までの間に購入・設置した備品 ・ 隣席または向かい合う人との飛沫感染防止のためのアクリル板等のパーテーション ・ 施設の換気状況を把握するための CO2 センサー（1 店舗あたり上限 3 個）
支給額	対象備品の購入・設置に要した金額（税抜き、1 店舗あたり上限 1 0 万円） （大阪市内の店舗については、1 店舗あたり上限 1 0 万円を上乗せ）

◆ 申請方法

パソコン・スマートフォンで申請いただけます。大阪府ホームページで申請書類等の詳細を必ずご確認ください。大阪府行政オンラインシステムにアクセスし、申請してください。

（必要書類のうち領収書・レシート等は別途郵送が必要です）

●電子申請のメリット

- ・これまでの協力金（第 1 期～第 3 期）に申請がある場合、入力が省略でき、簡単に申請できます。
- ・マイページで、いつでも申請状況が確認できます。

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金 大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/settisiennkinn/index.html>



【申請受付期間】令和 3 年 5 月 20 日（木曜日）から 7 月 30 日（金曜日）まで

※オンライン申請ができない方は郵送申請がご利用いただけます。（郵送については府ホームページ、又は裏面の問合せ先までお問い合わせください。令和 3 年 7 月 30 日（金）までの消印有効です。）

裏面につづく

◆ 協力金の申請方法について

大阪府行政オンラインシステム（パソコン・スマートフォンから）

①利用者登録

（事業者として登録）

マイページを作成

②申請内容を入力

- ・対象施設（店舗）の情報
- ・備品設置した内容、金額
- ・誓約事項等

③必要書類を

アップロード

（領収書等は郵送）

大阪府へ申請（オンライン）

7月30日（金曜日）まで

⑤支援金の支給

（申請いただいた口座に振込）

審査の結果、適正と認められる場合

④申請内容の審査

（申請内容や書類の不備等があればご連絡します）

※ 注：大まかな流れですので、申請の際は必ず大阪府ホームページや募集要項をご確認ください。

◆ お問い合わせ先

大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金コールセンター

☎06-7739-4376（平日のみ午前9時から午後6時まで）

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。（なお、5月22日（土）及び29日（土）は開設します。）

ダメ！
絶対！

支援金の不正受給は犯罪です！

大阪府では、府民のみなさまからの多数の情報提供により各行政機関等と連携し、店舗の活動状況に関する調査を予告なく順次行っています。

虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性がありますので、事業者のみなさまにおいては適正な申請をお願いします。

【感染症防止対策に取り組む事業者に対する大阪府内自治体の支援制度】

自治体名称	堺市	藤井寺市
制度名称 （申請期限）	堺市飲食店感染症対策支援補助金 （～7/30）	藤井寺市事業者支援補助金 《アクリル板・CO2センサー設置応援型》 （～6/30）
補助金申請 ホームページ		

※ 5月14日時点の情報です。今後実施自治体や制度の内容が変更となる場合がありますので予めご了承下さい。